

1. 要望（規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番））

- ・公共建築工事において、紙と電子データの両方での資料提出を求められる。
- ・コロナ禍でテレワークが中心となる中、紙の資料作成のために出社を余儀なくされるなど、資料作成に負担が生じている。



2. 事実確認

公共建築（營繕）に加え、公共土木、農林水産関連の工事についても総点検を実施。

	電子納品等 対応 ^(※)	
国土交通省（營繕工事）	△	国土交通省（營繕工事） 全ての書類で電子納品に対応しているが、完成図や完成写真など一部の書類について、紙と電子の二重で提出するよう求めている。
国土交通省（土木工事）	○	
農林水産省（農村振興局）	○	
農林水産省（林野庁）	△	農林水産省（林野庁） 林業分野は中小零細企業が多いこともあり、電子納品等に対応しておらず、多くの書類で紙での提出を求めている。
農林水産省（水産庁）	○	

※：○印はすべての書類で電子納品等に対応しており、かつ、紙資料の提出義務なし。



3. 関係省庁の対応

国土交通省 (營繕工事)	来月（10月）までに紙と電子データの二重提出を解消することとし、その旨を各地方整備局に通知するとともに、地方自治体へも周知する。
農林水産省 (林野庁)	今年度（令和3年度）後半に発注する工事に対応するため、今年度（令和3年度）中にすべての工事関係書類を電子納品等に移行する。